

加盟団体に関する登録規定

平成4年6月9日改訂

愛知県吹奏楽連盟規約第4章第6条により本連盟の加盟に関する登録規定を次の通り定める。

第1条（加盟の手続き）

- 1 本連盟に加盟する団体は、愛知県吹奏楽連盟規約・部門連盟規約および施行細則のすべてを承認するものとする。
- 2 加盟する吹奏楽団体はその団体の所在地におかれた部門連盟支部に所属するものとする。
- 3 加盟しようとする時は次の各号をそろえて所属の部門連盟事務局に申請するものとする。
 - ① 加盟申込書
 - ② 加盟費
 - ③ 連盟費

第2条（加盟の資格）

- 1 管打楽器による吹奏楽の活動をすすめている団体である事。
- 2 年間を通じ定期的に練習または演奏活動を行っている団体である事。
- 3 一般部門の団員資格は音楽大学学生・音楽団体出身者などの立場を問わない。
- 4 同一人が複数の団体の構成員となることはできる。ただし、コンクール出場などの場合は各々の実施規定の定めるところによる。
- 5 演奏行為に対して楽団員に報酬を支払うことのないアマチュアの団体であること。
- 6 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は加盟する事ができない。

第3条（部門）

- 1 部門は小学校・中学校・高等学校・大学・職場一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校・中学校・高等学校・大学、またはこれに準ずる学校の団体は前項のそれぞれの学校部門に所属するものとする。
- 3 大学部門の楽団は単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし、郡・市を異にする地域に設置された学部の場合はその地域名を冠してそれぞれの支部連盟に加盟することができる。
- 4 職場部門の楽団は同一の公共団体職員および同一の企業内社員により構成された楽団とする。ただし同一職場名であっても郡・市を異にする職域にある楽団の場合はその地域名を冠してそれぞれの支部連盟に加盟することができる。
- 5 各種学校・専修学校・職業訓練校などの楽団は原則として一般の部に所属するものとする。
- 6 次の楽団は頭記の部門に所属する。

中学校部門 中学校と小学校の混成楽団

高校部門 高校生と中学生の混成楽団

大学部門 大学生と高校生または中学生の混成楽団、短期大学・高等専門学校の楽団

第4条（義務）

- 1 本連盟に新たに加盟を希望する団体は加盟費と連盟費（各部門連盟で定めた額）を納入する事。
- 2 連盟に加盟している楽団は毎年定められた期日までに各部門連盟に連盟費を納入する事。
- 3 登録事項に変更があった場合は一ヵ月以内に書面で所属部門連盟事務局および本連盟事務局に届け出る事。
- 4 所属連盟の総会など会議に出席し、所属連盟が主催する行事に参加、協力する事。

第5条（脱退・除名）

- 1 本連盟に加盟登録された団体は次の各項により脱退するか、除名されないかぎり継続登録されるものとする。
- 2 脱退しようとする団体はその理由を付し書面で脱退届けを所属部門連盟事務局に提出するものとする。
- 3 連盟費を一年以上滞納した団体は任意に脱退したものとする。
- 4 加盟団体が次の各号のいずれかに該当した場合は本連盟理事会の議決を経て本連盟理事長がこれを除名する事ができる。
 - ① 加盟団体員として義務に反したとき
 - ② 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
- 5 脱退・除名のあった場合には部門連盟は本連盟に文書で報告する。
- 6 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。
- 7 任意に脱退した団体は一ヵ年間以内に再加盟することはできない。除名された団体は、三年以上を経たのち本連盟理事会の承認を経て再加盟することができる。

第6条（付則）

- 1 この規定は理事会の議決により変更することができる。
- 2 この規定は平成4年6月9日より改正施行する。